

岐阜県公報

第二千七百五十二号
平成二十八年六月三日

(金曜日)

目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 三六五

教育委員会教育長訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課) 三六六

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

土地改良事業の工事の完了

公共測量の実施

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

開発行為の工事の完了

落札者等に関する公示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

(商業・金融課) 三六六

(農地整備課) 三六六

(用地課) 三六七

(都市政策課) 三六七

(建築指導課) 三六九

(出納管理課) 三六九

(岐阜農林事務所) 三七〇

(可茂農林事務所) 三七〇

(下呂農林事務所) 三七〇

告 示

岐阜県告示第三百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町巢野俣字小イト一八九三から一九五五まで、一九七五の五、二二〇〇の九九、字ノテ洞一六七九の二三、一六七九の一四、一六七九の一六から一六七九の二八まで、一六八〇の一、一六八〇の二、一六八二の九、一六八二の一〇、一六八二の十七から一六八二の二六まで、一六八三の一、一六八三の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。

教育委員会教育長訓令

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年六月三日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一項を加える。

2 第三条及び前条の規定により課長が専決することができることとされている事務のうち教育主管の所掌に属するものについては、あらかじめ当該課長が特に指定する場
合に限り、当該教育主管が専決することができるものとする。ただし、前条第二号、
第五号、第六号イ及びウ（公示に係る事務に限る。）、第七号、第八号並びに第十号に
掲げる事項に関する事務については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成二十八年六月三日から施行する。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年六月三日から四月間岐阜県商工労働部商業・
金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年五月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

芙蓉総合リース株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 取締役社長 佐藤 隆

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	下呂北部地区 (ほ場整備上杉合下区) 下呂北部地区 (農業用排水施設整備)	平成二八・三・二五 平成二八・三・二五

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（車載写真レザ測量システムを用いた連続堤防高縦断図作成）

三 作業期間

平成二十八年三月二十六日から

同 年九月三十日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十八年五月二十五日から

平成二十九年三月二十一日まで

四 作業地域

本県市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡大野町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡大野町大字下礪の一部（下礪）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡大野町（大字下礪の一部）の地籍図

五 岐阜県揖斐郡大野町（大字下磯の一部）の地籍簿
 認証年月日
 平成二十八年六月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
 揖斐郡大野町

二 調査を行った地域
 岐阜県揖斐郡大野町大字下磯の一部（下磯）

三 調査を行った期間
 平成十八年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県揖斐郡大野町（大字下磯の一部）の地籍図
 岐阜県揖斐郡大野町（大字下磯の一部）の地籍簿

五 認証年月日
 平成二十八年六月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡大野町

二 調査を行った地域
 岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉の一部（下座倉）

三 調査を行った期間
 平成十八年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県揖斐郡大野町（大字下座倉の一部）の地籍図
 岐阜県揖斐郡大野町（大字下座倉の一部）の地籍簿

五 認証年月日
 平成二十八年六月三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
 揖斐郡大野町

二 調査を行った地域
 岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉の一部（下座倉）

三 調査を行った期間
 平成十八年度から平成二十年度まで

四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県揖斐郡大野町（大字下座倉の一部）の地籍図
 岐阜県揖斐郡大野町（大字下座倉の一部）の地籍簿

五 認証年月日
 平成二十八年六月三日

開発行為の工事の完了
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一七号の二三 平成二七・一一・一一	羽島市福寿町本郷字牛部一四八一番一及び一四八一番一	道路	開発登録簿による	羽島郡笠松町門前町七八番地の一 高橋コーポレーション株式会社 代表取締役 高橋直樹
同岐西建築第四五号の二 同二八・四・二二	(従前地)同市福寿町平方字丸池東二番外二筆 (仮換地)羽島都市計画事業駅北本郷土地区画整理事業五一街区一画地外一八画地	緑地	同	羽島市竹鼻町狐穴一三〇一番地 株式会社アクシス 代表取締役 大島 稔
同岐西建築第三〇号の五 同二七・七・一四 同岐西建築第五七号 同二八・四・二二	羽島郡笠松町円城寺字川田三六〇番、三六一番一、三六二番一、三六三番一、三六四番一、三六五番一、三六六番一、三六七番及び三六八番一	道路	同	福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永賢一
同岐西建築第三四号の四 同二七・一〇・一九	不破郡垂井町綾戸字不破ノ初一四七番一	同	同	不破郡垂井町東神田三丁目一五二番地の一 有限会社サニーク 代表取締役 水野浩一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県総合財務会計システム会計対応改修業務委託

一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当
平成28年4月1日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成28年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
支店長 米田 秀弥
- 6 契約金額 44,647,200円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県田舎事務所田舎管理課総合事務係
- (2) 所在地 岐阜市藤田町二丁目一番一号

土地改良区の定款変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
山県用水土地改良区	平成二八・五・一〇

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
八百津町和知	平成二八・三・三三	理事	石井弘幸	加茂郡八百津町和知	二二四五番地一
和知土地改良区	同	同	長谷川健	同	二二三三番地一
同	同	同	杉山岩男	同	八二番地二の二
同	同	同	西山信行	同	一五七七番地二
同	同	同	西山博文	同	八五三番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
八百津町和知	平成二八・四・一	理事	土屋三彦	加茂郡八百津町和知	二二九六番地
和知土地改良区	同	同	小川勝敏	同	二〇三三番地三
同	同	同	瀧道雄	同	二二三六番地三
同	同	同	佐藤敏則	同	一六二六番地
同	同	同	中嶋伸吾	同	一一一五番地五
同	同	同	野村武則	同	一九八一番地
同	同	同	長谷川久誉	加茂郡八百津町野上	二三二七番地二
同	同	同	後藤昭義	同	一四〇八番地一
同	同	同	伊藤尚登	加茂郡八百津町和知	二〇〇八番地三
同	同	同	西山千年	同	八二九番地八
同	同	同	橋本伸也	加茂郡八百津町野上	二五〇五番地三

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土 改 良 区 地 名 地
年 退 月 日 任
役 名 氏 名 住 所

萩 西 北 部 土 川 地 改 良 区
平 成 六 年 三 月 三 日
監 事 田 中 喜 八 郎
下 呂 市 萩 原 町 尾 崎 九 五 八 番 地 九 九 六

就任した役員

土 改 良 区 地 名 地
年 就 月 日 任
役 名 氏 名 住 所

萩 西 北 部 土 川 地 改 良 区
平 成 六 年 四 月 一 日
監 事 今 井 和 則
愛 知 県 稻 沢 市 長 野 二 丁 目 四 番 一 一 〇 〇 六 号

平成二十八年六月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社